

令和4年度各部定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間

令和4年4月6日（水）から令和4年6月15日（水）まで

3 監査の対象

令和3年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和4年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び主な着眼点

各部定期監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を主な着眼点として実施した。

- (1) 予算の執行は、適正かつ効率的・効果的に行われているか。
- (2) 収入の確保が適正に行われているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 財産の管理が適正に行われているか。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

7 監査委員の除斥

監査委員のうち、小野瀬康裕監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会費に関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 1日7時間45分勤務の会計年度任用職員の年次有給休暇時間数を1日8時間で計算したため、年次有給休暇の残数を誤り、報酬の返還が必要となったものがあった。

(介護保険課、道路公園サービス事務所)

イ 短期間での任用が複数回行われた会計年度任用職員（臨時アシスタント職）について、2回目の任用の終了日が当初の任用から6か月を超える年次有給休暇付与の対象とならない時期であったにもかかわらず年次有給休暇を付与し、取得があったため、報酬の返還が必要となったものがあった。

(健康福祉計画課)

ウ 会計年度任用職員（臨時アシスタント職）の任用期間終了後に、1か月の間を空けて再度臨時アシスタント職として任用した会計年度任用職員について、2回目の任用の終了日が6か月を超えるため、年次有給休暇付与の対象となった。その際誤って最初の任用期間から通算して計算したことにより、年次有給休暇を規定より多く付与し、取得があったため、報酬の返還が必要となったものがあった。

(生涯学習課)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 会計年度任用職員の旅費について、通勤手当により支給されている部分（定期券や回数券）の減額調整の漏れにより、支給額の過払いが生じているものがあった。

(碑文谷保健センター、生涯学習課)

イ 宿泊旅行について、旅行命令の決定が旅行後に行われ、また、旅行命令前に旅行会社へ代金の支払が行われるなど、適正な事務処理がされていなかったものがあった。

(生涯学習課)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 預金口座に生じた利子の歳入事務処理が行われていなかったものがあった。

(高齢福祉課)

イ 預金口座に一時的に目的外の入金をしたものがあった。

(生活福祉課、区議会事務局)

ウ 資金前渡受者用現金出納簿について、記帳がされていなかったもの、記帳方法が適切でなかったもの、資金前渡受者による記帳内容の確認の押印がされていなかったもの等、適正な事務処理が行われていないものがあった。

(総務課、碑文谷保健センター、高齢福祉課、子育て支援課、選挙管理委員会事務局、教育政策課、生涯学習課)

エ 賃金・報酬支払台帳や支払調書作成台帳について、作成漏れや記載誤りがあった。また、法定調書が作成されなかったものや誤った内容で作成されたものがあった。

(総務課、感染症対策課、選挙管理委員会事務局、八雲中央図書館)

オ 事案決定手続規程では、30万円以上の報償費の支出は部長が決定することと定められているが、課長により決定されたものがあった。

(高齢福祉課)

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 機器点検委託契約において、再委託が行われているにもかかわらず、再委託承諾の手続を行っていなかった。また、仕様書にも再委託に関する記載がなかった。

(防災課)

イ データ抽出委託契約において、代表者名、所在地及び見積金額の記載がある見積書を微取せず、見積りの基礎となる資料を基に契約締結をした。

(健康福祉計画課)

ウ 物品の購入について、1者の見積書に欠品があったがそれ以外の金額がもう1者より安かったため、欠品の物品を除いて契約依頼をしたものがあった。

(保健予防課)

エ 業務委託契約により委託した業務の一部について、仕様書では、実施方法を定め実施報告書を作成するとされているが、いずれも行われていなかった。

(保育計画課)

オ 公金支払業務を年度途中でフロッピーディスク等電磁記録媒体から支払データ伝送に切り替えた際に、契約変更手続が行われていなかった。

(会計課)

(5) 補助金交付事務を適正に行っていなかったもの

補助金交付要綱に定める補助金の実績報告の提出、補助金の交付額の確定及び交付額確定通知書による通知が行われていないものがあった。

(文化・交流課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 基本構想及び基本計画での区政運営方針に基づく具体化の取組について

20年ぶりに策定した、新たな基本構想（3年3月）を受けて、4年3月、新たな未来の計画書として基本計画を策定し、さらに、基本計画上の各分野の目標・施策を具体化し、その着実な推進を図ることを目的として実施計画・財政計画を策定した。

基本構想では、3つの区政運営方針を定めた。これらに基づき、基本計画では今後10年間の区政運営における考え方及び施策立案の視点を定め、区政運営に当たっての基本的な取組姿勢について述べている。こうした取組姿勢により、SDGs（持続可能な開発目標。以下、「SDGs」という。）が目的とする「誰一人取り残さない」包括的な社会の実現につなげていくとしている。

3つの方針は、それぞれ「平和と人権・多様性の尊重」、「区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進」及び「未来を見据えた持続可能な行財政運営」であり、さらに、各方針のもとで、区政運営の考え方と施策立案の視点を示す体系としている。基本計画で示した区政運営の考え方では、例えば、行政サービスの最適化がある。この記述の中で、長期的視点で優先度の高い行政課題に迅速に対応（ビルド）していく一方、エビデンスを示した上で政策効果の低くなった事業の見直し（スクラップ）を行い、行財政資源を再配分する、などとしている。優先度やエビデンスを示す指標のあり方や選択の考え方については、その基準の設定において、全庁横断的な共通事項と分野が有する特徴を合わせて考慮することなども必要と思われる。このことで、区民に分かりやすい説明をしていく必要があるので、研究等を深めてほしい。また、施策や事

務事業の実績状況を評価し、次の見直しや改善等につなげるためにも、年度ごとの数値の変化等を把握し、仮説を立てる等もしながら原因の分析を定期的に行うことを心がけていただきたい。

また、区政運営の考え方の一つに、多様な主体と区が連携・協力する区政の推進がある。これについては、行政需要に対する区の責任を果たすために、公がすべきこと、民がすべきこと、共に連携して進めるべきことを明確にした上で、多様な主体が強みを活かし、開かれた区政運営の中で互いが主体的に連携・協力・交流を図りながら、区と共に持続可能で発展的な区政運営の実現に取り組む環境整備や仕組みづくりを行う、などとしている。公と民が共通目標を達成する過程において、実際には、補助金や交付金、委託料等に係る書類等のやりとりが行われることも多い。書類等のうち、例えば、企業や公益法人等の法人会計財務諸表は、財務状況等を明らかにすることで多くの人に活動が理解されるツールであり、これを公である区側が一定の知識をもって理解できるよう努めることも大切である。法人会計の仕組みや区の会計との相違点などについて理解を深め、法人や団体の財務や経営の状況把握につなげる取組を全庁で検討していくことも心がけていただきたい。その上で、相互理解を深めつつ、公と民の多様な連携等に取り組まれたい。

基本構想では、おおよそ20年先に目指す「まちの将来像」の考え方の説明の中で、めぐろのまちを後世に引き継いでいかなければならない、などとしている。この引き継ぐ先の子どものことを常に意識した施策の検討も大切である。また、基本計画及び実施計画では、SDGsの17の分野ごとに各施策や事業を結び付け取り組むべき方向性を明確にしている。これは、各所管部局で付した目指すゴールの17分野が、部局を横断して共通化できる側面をもっており、今後の施策等の展開においては、共通する目標のマークをきっかけにして多様な連携を図ることを意識していただきたい。

(企画経営課、財政課、その他関係課)

イ 「人財」の育成・活用に向けた基礎力の向上について

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）への対応に向けて、様々な所管課において、新規でかつ急な対策事業や事務を担う機会も増え、また、全庁を挙げて感染症関連業務に係る職員の応援体制が編成され、急に実務の担当者が変わることもあり、不慣れな状況もあったものと思われる。

今回の監査においても、指摘事項に至らないまでも、文書、契約、会計、給与や服務の実務に関して、マニュアルの確認が不十分な例も見受けられた。実務の遂行において、基礎的な知識の習得と確認は常に欠かせず、職場内での指導や研修、集合研修等を有効に活かしていくことがそのための基本となる。文

書などの実務研修の入門編では、e ラーニング（情報通信技術を用いて行う学び）の選択研修も設けられている。実務研修に関する自主学習用の資料のほか、体系的に整備されたマニュアル等が庁内で共有化されている。また、主任・係長級職員向けの文書や契約の実務に係る研修等もある。こうしたツールが活用され、業務の質の向上につながるよう、効果的な働きかけを行っていただきたい。

基本計画の区政運営方針「未来を見据えた持続可能な行財政運営」の記述には、持てる知識・経験・能力を最大限発揮し、区政の発展に貢献できる「人財」として戦略的な育成・活用が一層重要となっている、とある。各職場で、実務の基礎を迅速かつ確実に習得していくための手法の工夫に努めてほしい。

（財政課、総務課、人事課、契約課、会計課、ほか全課）

ウ　ＩＣＴの活用について

コロナへの対応も契機としながら、ＩＣＴ（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）ツールを有効活用し、様々な手続等で、利便性の向上を図る取組が多くの部局で見受けられた。元年度に開始したＩＣＴ実証実験は、その先導的な役割を果たしてきた。5種類の実証実験が進められる中、オンラインフォーム（紙で行ってきた手続（アンケート、申請等）をＷＥＢサイトでの情報入力により行うもの）については、3年度までに約90件の業務で活用例があり、所管アンケートでも有用性が示され、今後も有効活用していく、とされている。

また、他にも、車載カメラを活用した道路メンテナンスの試行、証明書発行手数料や区税・国民健康保険料におけるキャッシュレス決済の導入、プール受付管理アプリケーションの導入、保護者連絡用のＩＣＴシステムの導入、「資源とごみの収集日」ＬＩＮＥ（コミュニケーションアプリ。以下、「ＬＩＮＥ」という。）通知サービス、生涯学習講座でのオンライン活用、電子書籍の貸出など、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）の活用も組み合わせるなどして、多様に実施されている。

今後も、これまでの取組例を参考としながら、区民サービスの向上及び業務効率化の観点で、安定的な情報管理となることを前提として、デジタルデバイド（情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差）への配慮をしながら、ＩＣＴを活用できるよう、着実に取り組まれるように努められたい。

（広報課、情報政策課、ＤＸ戦略課、ほか全課）

エ　コロナ対策に係る施設利用上の取扱等について

2年2月に区内で感染者が発生して以来、感染者数増減の波が何度も続いているコロナ対策において、区立施設等の利用については、3年度も国及び都のガイドラインや方針を踏まえ、全庁調整しながら区の対応の基本的考え方を定めて、取り組んできた。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出期間には、利用の制限が強まる時期もあった。

施設の利用に関し、国や都が示した方針等を受けての換気の確保等については、全庁の施設の建設及び保全に係る所管課（施設課）において、既存施設の換気量を測定して評価するなどの技術的協力の取組が施設管理の所管課に対して行われ、これをもとに可能な対処を講じて利用に供する努力をしている例があった。

今後、コロナの感染者数の状況、感染に係る特徴の変化等により、国や都の方針等が変更される際には、速やかに適切な対応をとるとともに、換気量の測定に基づく評価をもとに取りうる対策を講じて、施設利用に係る改善の取組に努めていただきたい。

（施設課、施設管理所管課）

才 収入未済額の縮減について

3年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額（前年度比）	増減割合
一般会計	13億6,869万円余	△2億3,444万円余	△14.6%
特別区税	8億66万円余	△1億7,307万円余	△17.8%
国民健康保険	9億9,259万円余	△3億1,916万円余	△24.3%
後期高齢者医療	4,236万円余	△853万円余	△16.8%
介護保険	1億2,466万円余	△707万円余	△5.4%
合 計	25億2,832万円余	△5億6,920万円余	△18.4%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

4つの会計合計で、元年度に前年度比で△10.0%、同様に、2年度に△15.3%、3年度に△18.4%となった。この数年間、顕著な減少が進んでおり、滞納対策課はじめ各所管課の努力を大いに評価したい。3年度には、非強制徴収債権の一部で債権放棄や訴訟の手続も行われており、目黒区債権の管理に関する条例の規定に基づいた対応にも努めた。

しかし、収入未済額は依然として多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点から、今後もその改善に一層の取組が求められる。期限内納付がされなかった債権については、早期の働きかけなどが大切であり、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業

に係る未収金を含め、引き続き収入未済額の更なる縮減を図られたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

(ア) 各種計画の改定等に係る区民等意見の把握について

基本計画や実施計画の策定に当たっては、区民をはじめ、できるだけ多くの方々からの意見を募集した。その手法については、コロナ拡大の状況等も考慮し、今までとは異なった工夫が見られ、地区別オープンハウス型説明会、区公式Y o u T u b e（動画共有サイト）チャンネル（以下、「Y o u T u b e」という。）による説明動画の配信なども行われた。

また、様々な部局における計画の改定等においても、オープンハウス型の説明会、スマホ相談会と同時開催した説明会での意見募集、オンラインフォームを活用した区民アンケートの実施、Y o u T u b eによる説明動画の配信、保護者等との連絡システムを通じての周知などの取組もあり、区民等意見の募集と把握において、様々な手法がみられた。S N Sの利用による情報発信をはじめ、各部局で必要とされる対象者との電子的な連絡方法も増えてきていることもあり、意見の募集について、分かりやすい説明動画も含めて、多様な方法で伝えている。

各部局における取組の状況とその成果等を検証しながら、より効果的な手法を多様化させていく検討が深められるよう、全庁的な情報の共有化を含めて努められたい。

(企画経営課、その他計画関係所管課)

(イ) 学校施設及び区有施設の更新を支える持続可能な行財政基盤の確立について

3年11月作成の「財政白書2021」の中で、財政運営上の3つのルールのうち、積立基金の自律的な積立て及び起債発行額の上限設定に関する内容等の変更を示した。今後、約30年間にわたって学校施設24校の更新を行っていく必要があり、更新経費は総額で1,700億円を超える見込みもあることを踏まえ、学校施設整備基金への積立ての追加をすること。また、学校以外の区有施設の更新経費についても負担が見込まれるため、世代間の公平性を確保するためにも起債の発行限度額の変更等（実施計画期間5年間で年平均30億円等）を行うこと、である。

学校施設については、学校施設更新計画（3年3月策定）に基づき、児童・生徒の教育環境の維持・充実を第一に考えながら、更新に係るコストの縮減

と平準化を実現していくとしている。また、4年5月改定の区有施設見直し計画（後期：4～8年度）では、計画改定の考え方の中で、「行政需要に対する責任を踏まえた上で、民間事業者のアイディアやノウハウを活かした施設サービスの向上や区の財政負担軽減を図るための公民連携をさらに推進し、民間では実施できないものを選択、集中してサービス提供を行うことを原則とすることが必要」などとしている。この考え方は、基本計画における区政運営の考え方で掲げた「多様な主体と区が連携・協力する区政の推進」「時代に即した資産経営・施設サービスの実現」などに基づくものとなっている。

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、財政運営上のルールの変更に至った背景等を踏まえて、地域、学校、利用者を含む多様な区民の理解と協力を得ながら推進するよう、部局間の連携を密にして取り組まれたい。

（企画経営課、資産経営課、財政課）

イ 情報政策推進部関係

DXビジョンの推進について

行政サービスにデジタル技術を上手に使うことで、生活をもっと便利にし、もっと親切・丁寧な区民サービスを提供し、誰もがもっと安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組むとしたDXビジョン（4年4月策定）では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組によって実現をめざす9つの姿がまとめられている。時間や場所に関係ない便利な区役所、短時間での窓口手続、一人一人に合った情報の受け取り、一層の安全・安心、データの手軽な活用、意見を伝える機会・手段の増加、様々な人とのつながり、区民に寄り添ったサービス、みんなが暮らしやすいという観点で、今後の方向性を示している。ビジョンの実現に向けては、情報政策推進部の各所管課がその根幹となるシステムの技術、個人情報保護を含めた情報管理の考え方などを明確にした上で、関係部局と連携し、また適切に支援を行うことなどが重要になってくる。

3年度及び4年度に、広報・広聴及びデジタル技術に関する専門的な知見や経験を有する外部の人材を配置したことも全庁的に活かし、区民サービスが向上することを要望する。

（広報課、区民の声課、行政情報マネジメント課、情報政策課、DX戦略課）

ウ 総務部関係

（ア）男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画について

2年3月に改正された「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様を尊重する社会づくり条例」の基本理念をもとに、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指して総合的に施策を展開するため、区は、4年2月に男

女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画を改定した。あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、人権と性の多様性が尊重される社会の形成、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化の、4つの目標のもと、実現するための課題を明らかにし、課題を解決するために取り組むべき施策の方向や具体的な事業等を示している。課題のうち新たなもののは、防災における男女平等・共同参画の推進、男性の家事・育児・介護への参加促進、性の多様性を尊重する意識の醸成とL G B T支援の3つであり、11の新規事業が該当している。なお、全体では17の新規事業がある。本計画は、男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、社会情勢の変化によって生じた新たな課題等への対応を盛り込んだものであり、今後も、進捗状況に係る評価や提言を得て、事業内容や実施方法を見直しながら、取組を進めていっていただきたい。

なお、人権啓発事業においては、コロナの状況を踏まえ、Y o u T u b eの活用もされたが、今後、新たな参加者を増やす機会の工夫としても、これらの経験を生かしてほしい。

（人権政策課）

（イ）多様な働き方や人材の有効活用について

コロナへの対応も契機として、感染拡大防止等の観点から特例実施をしている時差出勤やテレワークについては、運用状況を確認し、改善等を図りながら進めてきている。今後も、服務上の課題整理等を行いながら、働き方の多様化につながる取組として積み重ねることに期待したい。

また、3年度に初めて取り組んだ外部人材の活用については、4年度当初にも配置を行った。情報政策推進及び危機管理の部門での配置であるが、専門的な知見と多様な職場経験をもつ「人財」について、全庁への波及効果につながることが期待される。

働き方や「人財」の多様化については、取組の緒に就いたばかりとも言えるが、実りあるものとなるよう、課題を整理しつつ、また、外部人材と従前からの区職員との連携協力が相互に行われ、業務内容が高まるような、有効な関係性構築に資する調整等も検討されたい。

なお、各所管課において、効果的な業務の遂行のため会計年度任用職員の職を設置し、職務内容、勤務態様等に応じた服務や給与の管理を行っている。設定した態様の多様さゆえに、会計年度任用職員自身や配置した所属にとっての服務管理の分かりやすさが十分でない状況が見受けられる。今後、「人財」の有効活用を総合的に検証していく際には、職の設置の有効性はもとより管

理の分かりやすさも含め、全局的に考えていくべきだ。

(人事課)

エ 危機管理部関係

(ア) 災害時支援・応援計画（人的支援・応援編）について

災害時支援・応援計画（人的支援・応援編）（4年3月策定）は、地域防災計画の人的支援・応援に係る事項を具体化するものとし、支援については主に応援職員・ボランティアを災害対策各部に配置するまでの業務の、また、応援については主に応援職員を被災地に派遣するまでの業務の、種類、担当、手順等を定めるものである。本計画は、近年被災した自治体での事例等を踏まえて策定したものであるが、これのみで全ての災害対応を円滑に行えるものではないとしている。そして、今後より円滑な災害対応を実現するため、本計画の策定過程において浮かび上がった4つの課題を整理している。これらの課題への対応方針としては、災害現場での実務経験が豊富な外部人材の知識・経験とともに、国、都、他自治体の事例も踏まえて、災害時の組織体制や災害対応業務の事務分担の見直しなどを行い、専門ボランティアの必要性・体制整備の検討や物的な支援・応援計画を策定する、というものである。

なお、4年度に入り、災害対策本部の組織体制見直しの検討が開始された。より効果的で即応性の高い災害対応を実現するための見直しが今後具体化していく中で、この計画についても、再整理等を行うことも必要と思われる。順次、進めていくべきだ。

(危機管理課、地域防災推進課、防災課)

(イ) 防災対策事業の充実について

3年度は、帰宅困難者対策、災害時の電源確保、災害情報等の発信の充実について、民間の協力を得ながら進めていた。

帰宅困難者対策では、自動車関連企業の店舗と協定を締結し、民間一時滞在施設の拡充を図った。既に締結している一つの施設では、一時滞在施設運営マニュアル作成の支援を行った。

災害時の電源確保では、防災区民組織の活動拠点における活用のために、希望に応じて資機材を支給した。また、自動車関連企業と給電車両貸与に関する協定を締結した。

災害情報等の発信では、2年度に導入した災害情報共有システムを活用し、災害時にはリアルタイムで区ホームページから避難所情報等を確認できる仕組みを構築し、また、区LINE公式アカウントで災害情報発信をするようにしたほか、アプリケーション（ある特定の機能や目的のために開発・使用

されるソフトウェア）を通じて情報配信を受けられるようにした。

これらは、電源確保、情報確保、避難場所の多様化に資する観点からも重要であり、防災対策に関わる資源が民間の理解と協力を得て充実していくものであることから、引き続きの取組に努めていただきたい。

(防災課)

オ 区民生活部関係

コロナ拡大に伴う生活支援や利便性向上の対応について

コロナの影響を受けた生活困窮の状況を踏まえ、国民健康保険では、3年度においても、保険料減免措置及び傷病手当金の対応が行われた。住民税については、徴収猶予の特例の申請が3年2月1日で終了する一方、減免制度は従前から引き続いている。税や保険料については、負担の公平性の観点から納付を確保するとともに、一方では、区民からの相談に丁寧に応じて、各種の制度の案内に努めることで、区民生活の安定化につなげていることがうかがえた。中でも、傷病手当金について、3年度は2年度の倍近い件数に上っている。今後も、生活困窮に係る制度の動向を把握しながら、適切な対応に努めてほしい。

窓口での手続機会を減らす取組としては、国民健康保険では、資格喪失届や保険証一斉更新に係る返戻保険証の再送付申請で、ホームページからオンラインフォームにより電子申請できるようにするなどした。納付の利便性の向上も行っており、スマートフォンアプリを活用したキャッシュレス決済を、住民税、軽自動車税、国民健康保険料で導入した。また、戸籍住民課では、交通系ICカードによる納付を導入した。

このように、コロナを契機とした手続のICT化などの取組をしているが、利用者及び事務執行側での導入効果を検証しながら、窓口以外での手続にも拡大できるよう、さらなる取組に努められたい。

(税務課、滞納対策課、国保年金課、戸籍住民課、地区サービス事務所)

カ 産業経済部関係

コロナの影響を受ける中での商店街支援等の推進について

コロナの影響を受けている区内事業者の支援と地域経済活性化を図るため、都の補助金を活用したプレミアム率30%のキャッシュレス決済によるポイント還元事業と区単独によるプレミアム付商品券「めぐろとくとく商品券」事業を実施した。プレミアム付商品券の事業では、2年度までの方法に、新たなやり方も加えて取り組んだ。こうした実務上の取組を経て、4年度の実施については、執行方法をさらに工夫している。ICTの有効活用により、利用者側の多様な生活事情及び電子的な操作環境を踏まえつつ利便性向上に資することや、

同時に、業務遂行上の負担軽減を商店街及び関係機関、所管課においても図ることができるものとなるように検討されたい。

また、商店街チャレンジ戦略支援事業及び区独自の商店街プロモーション事業では、感染症対策の浸透とともに、補助金利用に係る相談が徐々に増えてきており、これを受け、人と人が密にならない回遊性のあるイベント企画を奨励し、他の実践例の情報提供に努めている。コロナの影響を受ける中にあって、対応策が代替策も含めて講じられたことを契機に、目的を達成するための手段の有効性を改めて検証することも必要である。

所管課において収集したアンケート結果や関係団体との意見交換などを踏まえて、実施方法の多様化などにも努められたい。

(産業経済・消費生活課)

キ 文化・スポーツ部関係

コロナへの対応を契機とした今後の事業展開の多様化について

コロナの拡大状況により、計画してきた事業の内容を変更せざるをえなかつたことが見受けられた。例えば、「目黒のさんま」新作落語コンテストでのY o u T u b e 等の活用があり、目黒区パラリンピック採火式でのデジタルの火おこし等でも取組が活かされていた。また、目黒シティランに関して、区内公道走行による開催を取りやめ、オンラインハーフマラソンを電子機器の活用により代替実施するなど、限定的ながらも、人と人がつながる工夫が凝らされていた。

基本計画では、政策として「芸術文化の香りあふれるまちづくり」や「スポーツに親しむ環境づくり」を掲げ、自由かつ意欲的に多様な芸術文化活動が行われ、また、ライフステージに応じたスポーツ活動ができるよう場と機会が提供され、多くの区民がスポーツに取り組んでいる姿などを描いている。加えて、芸術文化とスポーツに係るそれぞれの施策において、活動への支援と人ととのつながりの創出が取組として掲げられている。こうした中、芸術文化やスポーツについては、地域の中で、多様な主体による事業や自主的な活動を含めて多彩に展開されていることにも着目していく必要がある。

コロナへの対応を契機に、代替的な取組ができる可能性が感じられたこと、また、民間事業者の多様な取組といかに連携し役割分担していくかということも、今後の施策の展開には重要である。芸術文化やスポーツに係る区民の需要に多角的に応えていけるように、次代を担う子どもの豊かな感性や健康づくりの観点も含めて、引き続き検討してほしい。

(文化・交流課、スポーツ振興課)

ク 健康福祉部関係

(ア) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実について

基本計画では、政策である「地域共生社会の実現の推進」の中で、「包括的な相談支援体制の充実」や「地域における支え合いの推進」などをその施策として掲げている。「地域共生社会」の実現に関しては、29年に社会福祉法が改正され、区においては、31年4月に「福祉の総合相談窓口」を組織として開設した。さらに、2年6月の社会福祉法改正により、国は、市町村において地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業を創設した。区においても、3年3月改定の保健医療福祉計画の中で、包括的相談支援体制の充実とともに、地域の支え合いを含めた地域づくりを一体的に進めて、重層的支援体制を整備していく必要がある、としている。

もう一つの施策「地域における支え合いの推進」では、27年の介護保険法の改正により創設された生活支援体制整備事業があり、その中で、ネットワークの構築や新たな支え合い活動創出のコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの取組がある。それぞれの法律に基づく国の支援事業により、担う所管課も異なる側面があったところであるが、3年度には、「地域づくり支援推進の中核」とする所管課を明確化し、コミュニティ・ソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進と合わせて展開できるよう、担当の整理が行われている。

基本計画の「地域共生社会」に示された10年後の姿としては、区民が抱える多様な課題に対する相談の入り口が広がり、伴走型支援がされて、相談者自身が課題を解決できる地域活動を進めることができることがイメージされている。今回の組織的な再整理はその一環のためであることがうかがえる。一方、「地域づくり」ということについては、以前の監査の意見・要望において、他の部局の取組との関係性などが分かりやすく説明されることの必要性も述べたところである。一連の取組は、課題解決の重要性の観点でのものであることを、地域の中で、関係所管課との事前調整も行いつつ、適切な説明に努められたい。

(健康福祉計画課、福祉総合課)

(イ) コロナへの取組として緊急に生じた事務への対応等について

コロナにより区民生活に生じた影響に伴い、急きょ実施することとなった対応策について、新たな手法の導入や、部内で連携して具体策を進めてきた例があった。

生活困窮者自立支援金は、国の制度として3年7月に創設されたが、社会

福祉協議会の総合支援資金等の特例貸付を終えた世帯に対して、一定の条件下で支給するものである。当初は2か月間の申請期間とされたが、4年度も継続されている。この立ち上げに際しては、民間人材を有効に活用し、急きよ対応した。また、コロナワクチン接種の開始に伴う区独自の支援策として行った、心身障害者や要介護認定者が集団接種会場に移動する際のタクシー代補助事業の準備において、部内の関係所管課でプロジェクトチームを構成し、効果的な事務執行となるように調整等が図られた。

手続の簡素化に資する取組としては、他自治体から転入した障害者への給付に必要な税情報の確認を、書類の提出ではなく個人番号制度に基づく情報確認で行えるよう、区独自条例に盛り込む改正を行い、また、郵送可能な手続を増やすことにも努めた。さらに、障害福祉に係る給付事務の一部で、関係事業者の協力を得て、電子申請が可能となった。

急きよ行う必要があった事務に関し、新たな資源や方法を活用して効率化等を図るとともに、利便性向上にもつなげていく取組がされたが、対象者や関係団体、関係事業者による意見や理解がもとになって成果をあげることができたものである。今後も、こうした理解のもと、着実に成果を高めていくよう努めてほしい。また、基本的な事務処理を着実に行うことにも遺漏なく取り組まれたい。

(健康福祉計画課、福祉総合課、介護保険課、障害施策推進課、障害者支援課)

ケ 健康推進部関係

(ア) コロナに係るワクチン接種事業及び感染症対策について

3年度においても、コロナについては、ワクチン接種事業及び感染症対策として、諸状況の変化に応じた多様な方策がとられてきた。例えば、ワクチン接種事業では、予約方法の多様化として、スマートフォンの普及に着目しLINEを活用した。また、区民の接種対象者が年齢に応じて段階的に拡大され、12歳以上、そして5~11歳への拡大に至るまで、国の方針に従つて順次対応し、接種回数の拡大や個別接種にも対応してきた。

また、感染症対策については、感染拡大の波によって異なる特徴を踏まえた対応策の実践と知見を積み上げながら、自宅療養者支援のための「新型コロナコールセンター」などの業務を委託し、感染者対応の迅速化・円滑化を図った。さらに、「自宅療養証明書」の発行申請を電子的にできるように改善し、療養者の利便性の向上につなげた。

なお、全般的な職員の応援を得る中で、部内の他の専門職による感染症対応業務として、換気の指導助言等を行うなど、患者数の状況に応じて専門性を活かした内部応援に努めていた。

コロナ対策は、全庁を挙げて人的資源を振り向けるとともに、専門的な民間事業者の力を活かす新規の委託化、利便性を向上させるＩＣＴの活用、そして、地域の医療関係者等の理解と協力を得るなどして、総力を挙げた取組が求められる。困難な中にあっても区民の命と健康を守る対応を可能するために、引き続き様々な工夫を講じて取り組まれたい。

(健康推進課、生活衛生課、保健予防課、感染症対策課、
新型コロナ予防接種課、碑文谷保健センター)

(イ) 予防接種事業及び災害医療の推進について

部内をあげてコロナに対応する一方で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成事業での無料化の取組、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）感染症）予防ワクチン接種の積極的勧奨の再開など、コロナ以外の予防接種事業の充実に向けて、定期予防接種業務の一部委託化などを行った。また、災害医療の推進では、都、区の医師会・歯科医師会・薬剤師会、区内病院の担当医師と区による意見交換等を深めることで、医療コーディネーターの体制強化につながる役割分担の見直しと明確化などを図り、関連の要綱の改正も実施した。今後も、事業内容の充実に向けて、関係機関等との有効な連携や新たな資源を生かす取組に努めてほしい。

(健康推進課、保健予防課)

ニ 子育て支援部関係

(ア) 多様な保育需要に応える保育サービスの提供について

「新たな保育所待機児童対策の取組方針」（29年9月策定）に基づき、深刻な待機児童問題への対策として私立認可保育園を中心に整備を加速してきた結果、2年4月に待機児童ゼロを達成し、3年4月時点で、認可保育園の定員は7,569人、内訳は私立80園（定員5,785人）、区立17園（定員1,784人）という構成になった。

基本計画では、施策「多様な保育・教育の充実」の中で、保育需要を的確に把握し、多様な保育サービスを提供することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、女性の就業率の上昇にも対応していくとし、保育園の待機児童ゼロの維持や区立保育園の民営化及び老朽化対応の取組も掲げている。「区立保育園の民営化に関する計画（3年度から11年度）」（4年3月改定）では、区立保育園の今後の役割について、地域の子育て家庭への支援、地域の保育関係機関等とのネットワークの構築、災害時等のセーフティネット、民間保育施設では対応の難しい保育の実施という観点で明確にした。私立園が多くを占める認可保育園の中にあって、健康で豊かな人間性の基礎を培う保

育の展開が、私立園での自主的な活動とあいまって、区全体として総合的に進むよう、各園間、園と区所管課間での情報や認識の共有化等を効果的に図り、区としての指導・助言を充実していくことに努めてほしい。

(保育課、保育計画課)

(イ) 放課後子ども総合プランの推進や利用者ニーズの多様化への対応等について

「今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針」(2年6月)に示す取組の具体化策として策定された「区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画(3年度～8年度)」(3年6月)では、児童館・学童保育クラブの拡充整備、放課後子ども総合プランの実施に係るランランひろばの整備、学童保育クラブの利用時間や対象学年の拡大なども、民間の力を有効に活用して進めるとしている。その上で、公営の児童館・学童保育クラブの今後の役割として、ガイドラインや運営指針、保育指針等を踏まえ、児童館では民間事業者への指導・監督及び運営支援等や、地域子育て拠点としての、地域における子どもの健全育成の環境づくりの推進を、また、学童保育クラブでは、民営に対する運営支援体制強化や、地域との連携等の推進を行っていく、としている。

基本計画では、施策「子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進」の中で、地域社会全体の子育て力を高め、子どもたちが社会の一員として豊かに育つよう、自主性、創造性、社会性を養うことができる環境づくりを進める、としている。今後、児童館・学童保育クラブをはじめ、学童保育クラブと一体的な事業実施を委託する民間事業者も増えてくるが、地域社会全体の子育て力を高めるため、民間事業者と、公営施設及び区所管課の間での情報や認識の共有化等を効果的に図り、区としての指導・助言にも努められたい。

(子育て支援課、放課後子ども対策課)

(ウ) 総合的な子ども家庭支援体制の構築について

28年の児童福祉法改正により、特別区に児童相談所を設置することが可能となったことから検討を続け、3年7月に「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」を策定した。その中で、子ども家庭支援の充実に向けた基本方針を「地域の子ども・子育て支援を充実、強化し、一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築することにより、めぐろの子どもと家庭を地域で支え、子どもの守られる権利、生きる権利、参加する権利、育つ権利を保障し、子どもの最善の利益を守ります」としている。この方針に沿って、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターの連携・協力体制の強化

とともに、都児童相談所との連携強化を目的とするサテライトオフィスの設置誘致を図ることとし、基本計画及び実施計画で明確にした。実施計画では、拠点整備を碑文谷保健センターで行うこと、保健所との連携強化の中で、システムの改修や虐待リスクの自動判定などでデジタル技術の活用等の検討もあげている。都はもとより、区の部局を超えた連携となる取組であり、また、センシティブ情報の電子的取扱いの工夫も必要なことから、十分な調整を重ねて取り組むよう留意されたい。

(子ども家庭支援センター、児童相談所設置調整課)

サ 都市整備部関係

各種の計画推進及び都市計画マスタープランの改定について

3年度には、歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまちを目標像とした「交通安全計画」、区全体の方針と地区ごとの取組を示す「移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想～だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまち めぐろ～」、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ることなどを目的とした「橋梁長寿命化修繕計画」が改定された。これら計画の改定に当たっては、基本計画との整合が図られており、例えば、基本目標「快適で暮らしやすい持続可能なまち」では、施策の一つに「ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進」がある。この施策の中で、主な取組とされたユニバーサルデザインによる施設整備、経路及び施設のバリアフリー化とともに、心のバリアフリー化の観点を掲げており、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想による取組が、基本計画の推進につながっていく。

また、同じ基本目標の中の施策「計画的な土地利用の促進」では、4年度に都市計画マスタープランを改定予定としており、国や都のまちづくり政策との整合を図ることで、今後のまちづくりの方向性を示し、望ましい将来像の実現に向けた具体的な事業推進につなげていく、としている。これまでに各地区で取り組まれてきた街づくりに係る検証はもとより、各種の指標に基づく分析と将来予測を行い、地域の特性や区民の意向等をとらえた改定となるように、努めていただきたい。

(都市計画課、みどり土木政策課)

シ 街づくり推進部関係

駅周辺地区整備の推進について

区内の駅周辺地区整備に係る街づくりの動きが多様に見られている。

例えば、自由が丘駅周辺では、公民連携によるエリアプラットフォーム構築・未来ビジョンの策定を目指す取組や、東急東横線の連続立体交差事業の調査・

検討、都市計画道路補助127号線沿道周辺に係る各種の検討等をはじめ、広域的に、あるいは一定の地区で取組がされている。

また、中目黒駅周辺では、整備計画に基づく具体的な街づくりの取組に向け、目黒川船入場の利活用や公共空間活用の実証実験に向けた検討等もされている。目黒駅周辺では、整備計画に基づき、街の課題解決に向けた話し合い等や、下目黒一丁目地区の街づくり計画策定に向けた支援等がされた。祐天寺駅周辺では整備計画で定めたプロジェクトの推進、学芸大学駅周辺では街づくりに係る勉強会等がされ、西小山駅周辺では、防災街区整備事業の推進や整備計画改定に向けた支援等がされた。

基本計画の中の施策「地域特性に応じた生活拠点の整備」では、地域住民・事業者・地域関係者・NPOなどと区は連携・協働しながら、地域の課題を解決し、より良いまちを一緒につくり出していく、としている。駅周辺地区整備については、それぞれの駅周辺の地域や地区で課題等が認識され、地域特性に合わせた街づくりに取り組むとともに、様々な手法を活用した公共空間・公共施設の整備・運営などについて、勉強会や検討会等が行われ、地域によっては整備計画等にまとまっている。検討や取組推進の過程は一様ではない。他の地区での街づくりの手法等が生かせる事例もあるであろうが、それをどう情報として有効に共有化できるかについて、各駅周辺地区での連絡調整会や協議会、そして、全区的な観点から方策の検討に努めていただきたい。

(地区整備課、木密地域整備課、都市整備課)

ス 環境清掃部関係

(ア) 災害廃棄物処理計画の推進について

国の「災害廃棄物対策指針」(30年3月)に基づき、大規模災害が発生した場合の速やかな災害復旧と、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、災害廃棄物処理計画を4年3月に策定した。

計画では、目指す姿として、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障防止をしながら、早期の復旧、復興を図ること、また、実際の処理では、SDGsの観点を踏まえ、資源循環・適正処理を推進し、環境負荷の少ない地域社会の実現に寄与する、としている。

災害廃棄物処理対策における平常時(発生前)の対応において、計画策定後も、その内容や機能性を適宜、適切に確認し、計画の見直しを行うことで実効性を高めていく、としている。今回の計画策定は、国や都の方針等を踏まえながら、平常時、初動期、応急・復興期に区分して、体系的に対策を明記しているが、実効性を高めるためには、定期的に試行を実践していくことが大切であり、関係部局との連携はもとより、関係機関・団体の理解と協力

を得ながら取り組むことに努められたい。

(環境保全課、清掃リサイクル課、清掃事務所)

(イ) 地球温暖化等の対策に資する取組について

4年2月に、「目黒区は2050年のゼロカーボンシティの実現を目指します」と表明した。地球温暖化等の国際的な環境問題を引き起こす原因となるプラスチックについては、排出抑制に資する取組を3年度新たに開始した。使い捨てプラスチック削減を推進するため、事業者への補助を通じて取組が促進されるように、エコティクアウト推進事業及びマイ容器利用キャンペーン事業を実施した。事業者への呼びかけには様々な検討を行い、その過程で、本区ホームページで多様な所管課から発信されている事業者情報も参考にした。

基本計画では、各施策レベルでSDGsのゴールを明記しており、これにより、同種のゴールを掲げた施策の部局が横断的に連携することで事業者に発信するためのきっかけになることも考えられる。区民や事業者への呼びかけでも、各所管課が把握している多様な情報などが有効に活用されるよう、基本計画・実施計画に基づいて部局を横断した連携に努めていただきたい。

(環境保全課、清掃リサイクル課)

セ 教育委員会関係

(ア) めぐろ学校教育プランの推進について

区の学校教育に関する中期計画であり、長期計画の補助計画にあたる、めぐろ学校教育プランを4年3月に改定した。目指す子ども像及び学校像である「21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども」及び「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」という目標は変更せず、取組の方向として掲げた7項目では、子ども像に係る学力、心、体の育成等、学校像に係る学校教育環境、学校の魅力、学校マネジメント、安全・安心のそれぞれに関する柱建てとして大きくは変わらないものの、実施策レベルでは集約化が行われ、新規・拡充・継続等として、121の実施策とした。これに伴い、取組の方向に関わる推進施策等も再整理されるとともに、30程度に及ぶ新規の実施策は、取組の方向の各項目で掲げられている。その中で、学校施設の更新、働き方改革、児童虐待の早期発見、感染症等予防策の推進等は、推進施策レベルで新規に掲げたものである。学校や児童・生徒を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。実施策の集約により、学校等にとってもプランの遂行上、重点化して取り組むことができる。

教育の目的や意義を共有し、学校、家庭、地域が一体となって、共にめぐら学校教育プランの各施策が有効に展開できるよう、教育委員会事務局は学校に対する多様な支援、指導助言等に努められたい。

(教育政策課、教育指導課、ほか教員委員会事務局各課)

(イ) 学校施設の維持管理と計画的な更新等について

区有施設の4割以上を占める学校施設については、区立小・中学校全31校のうち、今後10年間で築後60年目を迎える学校が8割を超え、計画的な更新が不可欠であることから、3年3月に学校施設更新計画を策定した。

4年1月には、あらかじめ明確にすべき条件や各施設が保有すべき水準等を示した標準的な仕様等をまとめた学校施設更新設計標準を作成した。ここでは、学校施設更新計画で掲げた「学校施設の目指すべき姿」をもとに、6つの基本的視点として、学校教育の充実、安心・安全、地域拠点、維持管理等、変化への対応、施設規模等の観点でまとめている。更新期を迎えた各学校や地域にとって大きな取組になることから、丁寧な推進に努めていただきたい。

また、区立の小・中学校では、更新時期以外の間は、校舎等の環境改善や計画的な修繕、ICT推進に伴う電気設備の増強工事、児童・生徒数の増加等に伴う教室転換の施設整備や物品の購入・廃止等の対応があり、これらを適切に行うことも重要である。教育委員会事務局と学校等が連携し、施設の長寿命化に資する取組にも併せて努められたい。

(学校ICT課、学校運営課、学校施設計画課)

3まとめ

今回の監査では、定められた方法や手続等に従った事務処理を行っていないケースがあり、改善すべき点はいくつかあったが、全体としては、おおむね適正に予算や事務事業の執行等がなされていることが確認できた。

コロナへの対応として、国の制度設計に基づき実施することが早急に必要な事業もあった一方で、区独自の取組によって区民生活の安定に資するものも多く行われた。

これらの取組では、新たに事業委託等を活用する例やICTの導入を図る例があり、多様な代替措置を講じて目標の達成を図ろうとする例もあった。また、全庁を挙げた応援体制はもとより、部局内で事業実施の調整組織を設けることや職員の応援体制を組んで対応するものなどもあった。これまでに経験のない実務を急きょ担うこととなった職員もあったと思うが、組織全体でコロナに伴う事態に対処し、また、新規の事業等を立ち上げることにも努めていた。

区民の生活の安定、そしてサービスの向上を目指して新規のことに向かうとき、

実務の基礎が組織的に引き継がれ、強化されることで、ミスの生じにくい基盤ができる。こうした観点での意見・要望も述べたところである。

3年度は、2年度に策定した基本構想に基づき、基本計画及び実施計画・財政計画をまとめあげた。この計画をもとに、「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」の実現を目指して、取組の成果が積み上げられていくことを期待したい。

以 上